

労働保険への加入はお済ですか？

北海道労働局・総務部 労働保険適用室
☎ 011-709-2311

10月は労働保険適用促進月間です。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は加入手続きをしてください。

労働保険とは

労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活安定、福祉の増進などを図ることを目的として政府が直接管理・運営している保険です。労働保険は農林水産業の一部を除き労働者を1人でも雇用している事業主は法人・個人を問わず全て加入しなければならないことになっています。



- ・労災保険とは

労働者が業務上の事由または通勤によって負傷あるいは不幸にも死亡した場合に、必要な保険給付を行い、被災労働者やその家族を保護するものです。また、社会復帰の促進など労働者の福祉増進を図るために事業会の復帰を図るための事業も行っています。

- ・雇用保険とは

労働者が失業した場合に、再就職の促進と生活安定のために失業給付を行うとともに、在職中の労働者も対象として失業の予防、雇用継続の援助、雇用構造の改善、労働者の能力開発向上など雇用に関する機能を有する制度です。

労働保険に加入するには、労働保険の保険関係届を労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)に提出し、その年度分の労働保険料を申告・納付していくことになります。併せて、雇用保険の被保険者となる労働者を雇用している場合は、雇用保険の事業

所設置届、被保険者資格取得届を公共職業安定所に提出していただきます。

なお、事業主自ら手続きする方法のほかに、事業主に代わり、これらの事務を行なう労働保険事務組合への委託や、社会保険労務士へ依頼する方法もあります。詳しくは、次のところまでお尋ねください。

・旭川労働基準監督署
旭川市大町3条4丁目3
☎ 0166-51-6101

・旭川公共職業安定所
富良野出張所
富良野市緑町9番1号
☎ 23-4121

・町の人事
9月30日付け
願いにより退職を承認する

町の人事

9月30日付け

願いにより退職を承認する

吉田 昭子
(一昧園主任介護士)

森 美也子
(保健福祉課保健師)

消防広報『ほのお』 2004.10 第68号

秋の全道火災予防運動

実施期間 10月15日～31日

日増しに寒さも厳しくなり、暖房器具を使用する機会が増え火災が発生しやすい時期を迎えました。防火意識を一層高めて火災の発生を防止し、悲惨な焼死事故や財産の損失を防ぎましょう。

統一標語『火は消した？ いつも心に きてみて』



問い合わせ先

富良野地区消防組合 富良野消防署 南富良野支署

☎ 52-2119